

摂津市立認定こども園保育ICTシステム導入・運用保守業務 公募型プロポーザル評価基準

1 審査について

(1) 審査の考え方

審査にあたっては「摂津市立認定こども園保育ICTシステム導入・運用保守業務仕様書」及び「摂津市立認定こども園保育ICTシステム導入・運用保守業務委託契約に係る公募型プロポーザル実施要領」等の関係書類を基に、本業務に対する提案等について、提案書及びプレゼンテーション等における聴き取りにより実施する。

(2) 評価項目・配点

評価項目及び配点は以下のとおりとし、評価点数は120点満点とする。

評価項目	評価内容		評価配点
1. 基本事項	①基本的な考え方	事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか。	5
		提案された内容が、保護者の利便性向上、保育サービスの質の向上及び業務の効率化が図られるものであるか。	
	②スケジュール	実現可能な工程、作業内容及び支援内容が明確に示されているか。 また、妥当な工程となっているか。	5
	③業務実績	本業務と同種・類似の業務の経験・実績が十分にあるか。	5
小計			15
2. システム	①操作性	システム管理者（所管課）、業務管理者（園長）、業務担当者（業務管理者以外の職員）、利用者（保護者）のいずれにとっても各メニューが見やすく、メインメニューのアイコンから各機能を全て呼び出せるか。	10 倍率2
		操作処理は、遅滞なくスムーズに行えるか。	
	②アカウント管理	職員アカウントの登録、変更、更新は外部データの一括取り込みなどで効率的に実施できるか。	5
		園児・児童アカウントは、必要な情報を登録でき、年度切り替えの一括処理などの処理をスムーズにできるか。	
	③保護者アプリ	保護者が専用のアプリケーション（以下「保護者アプリ」）を用いて各種情報連絡が行える仕様となっているか。	10 倍率2
		保護者、業務管理者、業務担当者にとって利用しやすいアプリケーションのデザインとなっているか。	
		保護者アプリは、兄弟姉妹複数名分をまとめて登録・操作が可能か。兄弟姉妹が別施設に通っている場合、単一アカウントで操作できるか。	
④ 登降	登降園・入退室の打刻作業で人が滞留することないように工夫されて		

	園・入退室	いるか。	10 倍率2
		QRコードをかざすことで登降園・入退室時間の打刻が行えるか。また、補完的な対応としてタッチ操作での打刻も行えること（ICカードは不可とする）。	
		兄弟等複数人をまとめて打刻することができるか。	
		打刻された園児・児童名、時刻が記載されたプッシュ通知が保護者アプリに送られるか。	
⑤帳票	保育計画、保育記録、児童票、保育要録などの作成は、紙や汎用的な文書作成ソフトよりスムーズに行え、出力できるか。	5	
	帳票に関し、仕様書記載以外の機能で、効果的な機能の提案があるか。		
⑥発達・健康の記録	記録は定期的（日次・月次）に入力できるか。	5	
	午睡記録は、クラス毎に園児の向き（左向き、仰向け、右向き等）とその確認者を最短5分間隔で記録できるか。		
	各記録の入力にあたり、記録しやすい工夫がされているか。		
⑦導入支援	利用マニュアルや操作説明会など導入に当たっての支援体制は整っているか。	10 倍率2	
	従来の業務からスムーズに移行できるような支援体制はあるか。		
	導入後の問合せ等に迅速に対応できる支援体制であるか。		
⑧拡張性について	業務の効率化や保育の質を高められるよう、今後の拡張性について、効果的な仕組みの提案があるか。	5	
⑨機能全般	システム機能要件を満たしているか。	10 倍率2	
小計			70
3. 操作 端末	①機器等	システムの各機能进行操作するのに適した端末・関連機器等が提案されているか。	5
	②セキュリティ	ウイルス対策やMDM（モバイルデバイス管理）やMAM（モバイルアプリケーション管理）で、端末やアプリの挙動をシステム管理者又は保守委託業者等で遠隔制御することができるか。	5
小計			10
4. ネット ワーク 環境	①安定稼働性	操作端末のOSアップデートやシステム稼働時間内の利用は安定的に見込めるか。	5
	②配置	保育室及び事務室で良好なネットワーク接続が可能な環境を構築できるか。	5
小計			10
5. 総合 力	①業務体制	本業務に対する積極性はあるか。	5
		本業務を円滑に遂行できるような体制（有識者・経験者の配置等）であるか。	
		障害の発生原因（システム・端末・ネットワーク）に関わらず、サ	

		ポータル窓口が一本化されている等円滑なサポート体制が取られているか。	
	②見積額	見積は提案上限額の範囲内で、かつ低額であるか。	10
小計			15
合計			120

2 評価基準

(1) 評価点

評価については、次の表のとおり6段階で行う。評価にあたっては、「十分である」を基準として、それよりもどの程度優れているか、劣っているかを判断する。

ただし、倍率の定めがある事項については、評価点に倍数を乗じて採点する。

評価	評価点
極めて優れている	5
優れている	4
十分である	3
劣る	2
大変劣る	1
評価できない又は記載していない	0

(2) 見積金額の評価

「評価項目5の見積率」の評価点数については、次の方法で算出する。

$$10 \times \text{【最低見積額} \div \text{当該提案者見積額（小数点第2位以下切り捨て）】}$$

3 優先交渉権者の選定について

摂津市立認定こども園保育ICTシステム導入・運用保守業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）委員の採点により、以下の条件に従い順次選定する。

ただし、選定委員会委員の評価点の平均が72点に満たない者は、要求水準を満たしていないものと判断して優先交渉権者として選定しない。

なお、提案者多数の場合は、提出書類による一次審査を行い、得点の高い上位3者程度を選考してプレゼンテーション審査を実施する。

【選定順位】

- ① 選定委員会委員それぞれの採点結果の平均値が最も高い者。
- ② ①が複数ある場合は、委員会の協議により順を決定する。

4 注意事項

- ・提案者から選定委員会委員への接触は、直接、間接を問わず禁じているので、万が一接触があった場合には事務局へ連絡すること。
- ・評価については、審査の当日に行う。